毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

示

告

○公印を改刻しその使用を開始する件

○土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件

○産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件

○青少年に有益な書籍として推奨する件 公 告

○一般競争入札を行う件 福島県公安委員会

島

○刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基づく司 法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

告 示

福島県告示第百一号 公印を次のように改刻し、 令和六年二月十三日 令和六年二月十九日その使用を開始する。

福島県知事 内 堀 雅

雄

汽 芼

主美美美

福島県告示第百二号

害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をし なければならない区域を次のとおり指定する。 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有

(文書法務課)

指定する区域

令和六年二月十三日

福島県知事 内 堀 雅

雄

は土壌含有量基準(同条第二項の基準をいう。以下同じ。)に適合していない特定有 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準をいう。 (平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。)又指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則 田村郡三春町大字熊耳字大平七番一の一部で次の図に示す区域

ハ

の種類 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

害物質(土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)

ふっ素及びその化合物

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

「次の図」は、 なし 省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課

及び福島県県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。 (水・ 大気環境課

福島県告示第百三号

可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第三項に規定する当いう。)第十五条第二項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許 該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号。 以下 [法] と

職印

22Ø4	番
22074	号
県 福 中島 地県	公
方 出	印
振納興員	0)
局 支払 福	名
用島県	称
援支 6. 2. 19	印
是是	影
の福 温島	公
島 県	印
出中納地	管
員 方 振興	理
龥	者

査の結果を記載した書類を縦覧に供する。 書を提出することができる。 なお、この申請に関し利害関係を有する者は、 令和六年二月十三日 法第十五条第六項の規定により、

島県知事 内 堀 雅

雄

1 申請及び申請書等の縦覧に係る事項

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 福島県福島市栄町十一番二十五号AXCビル六階 環境省福島地方環境事務所 所長 関谷 毅史 その代表者の氏名

産業廃棄物処理施設の設置の場所

2

福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平百二十七番 外十三筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

第三号に規定する汚泥の焼却施設兼同条第五号に規定する廃油の焼却施設廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号) 第七条 基

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 汚泥

6

縦覧場所

申請年月日

令和六年一月二十四

日

福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県相双地方振興局県民環境部環境課

縦覧期間及び縦覧時間 大熊町環境対策課 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平千七百十七番

福

元年福島県条例第七号) 令和六年二月十三日から同年三月十三日まで(福島県の休日を定める条例(平成 に規定する県の休日を除く。)の午前九時から午後五時ま

二 意見書の提出に係る事項

1 提出期限

令和六年三月二十八日

2

提出先 福島県相双地方振興局県民環境部環境課

意見書の記載事項(いずれも日本語で記載すること。 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

○ 提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表

3

対象事業の名称

者の氏名

具体的な利害関係の内容

(四) 生活環境の保全上の見地からの意見

(産業廃棄物課)

意見

福島県告示第百四号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定によ 青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、 令和六年二月十三日 次のものを推奨する。

福島県知事 内 堀 雅

雄

(こども・青少年政策課)

公

告

公告第三十六号

令和六年二月十三日

の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和6年2月13日 火曜日

_
111
農
711/
兼
11
AV

			とおり。					
			定規格の					
			項は、公					
			の制限事					
	五		びその他					
	目8番10	会社	最大量及			2号		
3 _□	段北一丁	リ株式	害成分の			田肥料	챛	
年3月	代田区九	プアグ	される有			すって	機質肥	
令和12	東京都千	片倉コー	含有を許	2.0	6.0	南郷ト	混合有	8 0 8
				H				
				酸全	全里			
期限				カル	紫梁			
の有効								
た登録		は名称	規格		(%)	名	種類	(福島県)
更新し	住 所	氏名又	その他の	成分量	保証成分量	肥本の	置巻の	登録番号

公告第37号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年2月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県全戸配布広報誌 予定数量 4,080,000 部 (年 6 回 1 回当たり 680,000部)
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和6年5月17日から令和7年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
 - (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年3月7日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電 話 024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において令和6年2月13日 (火) から同年3月7日 (木) まで (土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。) の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3 に掲げる場所に同じ。 なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで令和6年2月20日(火)午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年2月20日(火)午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年3月26日 (火) 午前11時 福島県出納局 入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月25日(月) 午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札書には、1部当たりの単価を記載すること。なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: Printing Newsletters with an estimated total of 4,080,000 copies (a total of 680,000 copies for each bimonthly printing)

- Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 25 March 2024
- Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県公安委員会

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規 則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月13日

福島県公安委員会委員長 山 本 真 一

報

福島県公安委員会規則第2号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定 に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規 則 (昭和29年福島県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「司法警察員」の次に「及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わ るものの交付を請求することができる司法警察員」を加える。

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。

(刑事総務課)

リサイクル適性(A)